

令和4年度第1回野洲市総合教育会議 議事録

○日 時 令和4年7月6日

開会時刻 13時30分

閉会時刻 14時30分

○場 所 野洲市役所本館3階 第一委員会室

○出席者

□野洲市

市長 栢木 進 副市長 佐野 博之
政策調整部長 赤坂 悦男
政策調整部次長 小池 秀明 (兼企画調整課長)

□教育委員会

教育長 西村 健
委員 瀬古 良勝 委員 南出 久仁子
委員 山崎 玲子 委員 本田 亘

教育部長 馬野 明
教育部政策監 (幼稚園教育担当) 田中 源吾
教育部次長 北脇 康久
教育部次長 (学校教育担当) 井上 善之 (兼学校教育課長)
教育部次長 (幼稚園教育担当) 武内 佳代子
教育部次長 (文化財担当) 行俊 勉 (兼文化財保護課長)
学校教育課参事 吉田 享史
ふれあい教育相談センター所長 橋本 すみ江
生涯学習スポーツ課長 井狩 吉孝
生涯学習スポーツ課参事 菱沼 由美
国スポ障スポ大会推進室室長補佐 宮脇 裕也
スポーツ施設管理室長 小山 茂
野洲市文化ホール館長 中川 靖
学校給食センター所長 北村 達夫
野洲図書館長 宇都宮 香子
歴史民俗博物館副館長 角 建一
こども課長 西村 一嘉
こども課主席参事 森本 隆子
教育総務課長 (事務局) 鎌田 征隆
教育総務課職員 (事務局) 枝 瑞紀

【北脇教育部次長】 それでは定刻になりましたので、野洲市総合教育会議を開会いたします。なお、会議録作成と記録のため本日の会議は録音および写真撮影をさせていただきますので、予めご了承をお願いいたします。

それでは、お手元にお配りしております会議次第に沿って進めさせていただきます。次第の2、市長挨拶に移ります。市長よろしくをお願いいたします。

【栢木市長】 皆さんこんにちは。本日は大変お忙しい中、教育長および教育委員の皆さま方には、令和4年度第1回野洲市総合教育会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。ご挨拶の前に一言お時間をいただきまして、ご報告とお詫びを申し上げたいことがございます。本年3月の市の幹部職員2名が市長である私からパワーハラスメントを受けたと訴えられていたことについて、第三者委員会であるハラスメント対策委員会が調査・審議結果を取りまとめられ、去る6月30日にご報告いただきました。このうち、私のとった言動の一部がパワーハラスメントに該当するものでございました。私の言動につきましては、申し出をされました職員お二人に対しまして、まずは心から謝罪を申し上げたところであり、市民の皆さまをはじめ多くの方々に対しご迷惑とご心配をおかけしましたことについて深くお詫び申し上げます。今後はこのことを肝に銘じ、職員の皆さんとコミュニケーションをより一層大切に、しっかりと意思疎通を図ることでお互いの考えをより深く理解できるように一生懸命努めて参りたいと考えております。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、本会議は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の規定に基づき開催するものでございます。本日の会議では、教育委員会所管事務の市長部局への移管について協議させていただきます。事務移管につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で職務権限の特例を規定し、教育委員会の所管する一部の事務において市長部局へ移管することを可能としております。

これにより、市民に身近なスポーツや文化に関する事務、文化財の保護に関する事務については観光・地域振興分野やまちづくり分野を担う市長部局で所管することで、一体的・総合的かつ、効率的・効果的に推進でき、市民サービスの向上が図れることから、市長部局への移管を進めるものでございます。この事務移管につきまして、ご意見をいただきたいと思います。限られた時間ではございますが、忌憚のないご意見をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、教育委員会所管事務の市長部局への移管について、担当から報告を受け、協議に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

【北脇教育部次長】 それでは次第の3、議事に移ります。議題①の教育委員会所管事務の市長部局への移管についてご報告させていただきます。

まず資料の確認をさせていただきます。資料1から資料6までございます。資料1については、教育委員会所管事務の市長部局への移管についての案でございます。資料2につきましては、市長部局と教育委員会の所管事務案でございます。資料3につきましては、市

長部局と教育委員会の所掌事務案及び移管のメリット・デメリットでございます。資料4につきましては、事務移管後の教育委員会の組織案及び市長部局での位置づけ案でございます。資料5につきましては、事務移管スケジュール案でございます。資料6につきましては、文化・スポーツ・文化財の、滋賀県及び県内他市の所管状況についてでございます。

それでは、資料1からお願いいたします。説明の前にこれまでの経過を簡単にご説明します。資料1の2「背景」をご覧ください。こちらでは法改正について記載しております。詳しくは2ページの下に法の抜粋を記載しております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定により、職務権限の特例を記載しております。その中で、図書館、博物館、公民館等の社会教育に関する教育機関の設置・管理及び廃止に関する事、またスポーツに関する事、文化に関する事、文化財の保護に関する事について、その事務を市長部局へ移管することを可能としているものでございます。教育委員会における学校教育に関する事務以外の事務について、これまで市長部局へ移管することを検討してきたところでございます。移管に伴うメリット・デメリットについて検討を行った結果、市民に身近な文化やスポーツに関する事務、文化財に関する事務について地域振興やまちづくり分野を担う市長部局で所管することがメリットが大きいことから、移管を進めるものでございます。

それでは資料1の移管の概要についてご説明させていただきます。先ほども申し上げました「背景」につきましては、法改正をされているものでございます。この法改正につきましては、条例の定めるところにより、地方公共団体の長が管理及び執行することが可能になったものでございます。この法律の改正は、地域の実情や市民のニーズに応じて「地域づくり」という観点から他の地域振興等の関連行政とあわせて地方公共団体の長において、一元的に所掌することができることとするという趣旨から行われているものでございます。昨年12月に策定しました野洲市教育振興基本計画第3期につきましては、事務移管により意思決定の迅速化を図ることや学校において様々な課題に対応するため、学校教育の充実が必要であり、教育委員会所掌事務のスマート化を図ることを明記しております。

次に3の「移管のポイント」につきましては、文化・文化財に関する事務ではまちづくりの施策との連携強化により、まちづくりを強化することとでございます。またスポーツに関する事務につきましては、市民の健康づくりなどの施策と連携強化することと、国スポ障スポ大会に市をあげて取り組むこととでございます。

次に4「移管により期待される効果」ですが、市長部局で一体的に推進することにより迅速な意思決定を行うとともに、まず文化・文化財に関する事務については、まちづくり施策と連携強化することで一層の地域とのつながりや生きがいがづくりが図れることとでございます。文化財の保存と活用の一体的な取り組みを進める上で、まちづくりや観光等の部局との連携がより円滑になり、文化財の活用等を効果的に行うことができることとでございます。またスポーツに関する事務については、健康増進等の施策との連携強化が図れ、市民活動などを所管する部署との連携により、スポーツを活用したまちづくりの推進が図れることとでございます。

次に5の「事務移管の時期」につきましては、令和5年4月1日を予定しております。

続きまして6点目「組織再編」につきましては、市全体の組織体制となりますので、市長

部局の総務部で検討し、決定をされることとなります。資料 1 の概要については以上でございます。

次に資料 2 につきましては、右が市長部局へ移管する事務を記載しております。左が移管後の教育委員会の所管する事務を記載しております。移管する事務につきましては、現在生涯学習スポーツ課が所管する文化振興担当、スポーツ振興担当について移管を進めるものでございます。そして国スポ障スポ大会推進室、スポーツ施設管理室、総合体育館、野洲市市民グラウンド、野洲市中主 B&G 海洋センター、野洲市健康スポーツセンター、野洲市立なかよし交流館、野洲市文化ホール、文化財保護課、各史跡公園・史跡公園案内所、歴史民俗博物館の移管を進めるものでございます。移管後の教育委員会に残る事務としましては、教育総務課、学校教育課、生涯学習スポーツ課の生涯学習振興担当、青少年教育担当、地域学校協働活動担当、またふれあい教育相談センター、教育研究所、学校給食センター、野洲図書館となります。資料 2 については以上です。

続きまして資料 3 をお願いします。移管対象事務と移管対象外事務及びメリット・デメリットを記載しております。まず表記の中央ですが、アルファベット ABC で記載しております。A については事務全てが移管対象外でございます。B については事務の一部が移管の対象となります。C については事務全てが移管の対象となります。

まず 1 ページですが、教育総務課については教育委員会の業務であることから、A の移管の対象外としています。次に学校教育課につきましては、直接学校教育に関わる業務ということで A の移管対象外としております。

続きまして 2 ページをお願いします。ふれあい教育相談センターにつきましては、学校教育とは切り離せない不登校児童生徒の対応となることから A の移管対象外としております。ただし、ことばの教室に関する事務につきましては、就学前の子どもの発音や言葉の発達、コミュニケーションの指導を行っているため、教育というよりは福祉で対応することが合理的であることから、個別に福祉部局に移管したいと考えております。

続きまして、教育研究所ですが、本市教育の振興に関することを目的とする業務であることから A の移管対象外としております。

続きまして 3 ページ、生涯学習スポーツ課では、文化振興に関する事務とスポーツ振興に関する事務の移管を進めたいと考えております。そして、残る生涯学習振興担当と青少年教育担当、地域学校協働活動担当については学校教育と社会教育が相互に補完的に運営される必要があることから、この 3 つについては移管の対象外としており、B の事務の一部が移管対象としております。右のメリット・デメリットにつきましては、文化振興のメリットは、子育て、高齢者、地域づくりなどの市長部局の施策と連携強化することで地域のつながりや生きがいを図ることが期待できるものです。そしてスポーツ振興に関するメリットについては、市民に身近なスポーツのより一層の振興とスポーツを活用したまちづくりに市をあげて取り組んでいくため、スポーツ行政を一体的・総合的に推進する体制づくりに有効であること。また、高齢者、保健関連部署との円滑な連携が図れ、更なる市民の健康増進を図ることができることでございます。デメリットについては特にございません。

続きまして 4 ページ、国スポ障スポ大会推進室では、市が一体となって進める事業であり、市長部局が主体となるのが合理的であることから、C の事務移管を進めるものでござ

います。メリットとしましては、多種多様な分野からの参画を求める必要があることや、全庁的な職員の動員も必要となることから市長部局が主体となることで関係課の連携がスムーズに図れることとございます。デメリットについては特にございません。

続きましてスポーツ施設管理室でございます。スポーツは競技種目に限らず、ウォーキングなどの健康の維持増進を図るもので、教育的観点に限らないことから C の事務移管を進めるものでございます。メリットは、スポーツ行政を一体的・総合的に推進する体制を構築することが有効でありスポーツ推進と施設管理を一体化することにより、スポーツ施策の一元化を図ることができるものでございます。これは市長部局で所管している野洲川河川公園などの施設と一体的な取り組みができるということとございます。デメリットは特にございません。

続いて 5 ページの総合体育館と野洲市市民グラウンド、また 6 ページの野洲市中主 B&G 海洋センターは先ほどの生涯学習スポーツ課のスポーツ振興と同様のメリットで、C の事務移管を進めるものでございます。

6 ページの下、野洲市立なかよし交流館については、なかよし交流館条例第 1 条で「発達障害をはじめとする障がい者を有する者の心安らぐ場を提供するため設置する」との規定があることから、教育施設にはなじまないということで C の事務移管を進めるものでございます。メリットは、障がい者福祉で所管することにより施設の設置目的の達成や円滑な運営が図れることとございます。デメリットは特にございません。

続きまして 7 ページ、文化財保護課です。観光、まちづくり等の部局との連携がより円滑になり、文化財保護施策の計画策定及び推進、文化財の活用等を効果的に行うことができ、市民サービス向上が期待できることから C の事務移管を進めるものでございます。メリットとしては、文化財保護施策とその他関連施策との一元化が図れることとございます。デメリットは特にございません。

その下の史跡公園等でございますが、メリットとしまして、観光やまちづくり等の部局と連携強化を図り、史跡公園の多種多様な活用が行えることから C の事務移管を進めるものでございます。デメリットは特にございません。

続いて 8 ページ、歴史民俗博物館でございます。まちづくりや観光、産業振興といった市長部局で総合的・一体的に所管することで互いに連携強化が図れ、よりスムーズで効果的な文化財や歴史資料の活用を図ることができることから C の事務移管を進めるものでございます。メリットは、観光振興やまちづくり部局との連携強化が図れることとございます。デメリットは特にございません。

次に野洲市学校給食センターでございます。学校教育に関連する業務であるため、A の移管対象外としています。

次に野洲市文化ホールでございます。文化芸術に関しては、教育の観点に捉われることなく地域コミュニティの活性や市民の交流、生きがいづくりに寄与するもので、メリットは子育て、高齢者、地域づくりなど市長部局の施策と連携強化することで文化芸術活動のより一層の振興によって、地域のつながりや生きがいづくりを図ることが期待できることから C の事務移管を進めるものでございます。デメリットは特にございません。

続きまして 9 ページ、野洲図書館でございます。学校教育とも関わりが深い業務である

ことから、Aの事務移管対象外としております。資料3については以上です。

続きまして資料4をご覧ください。移管後の市長部局での位置付け案でございます。移管後の組織体制につきましては、市全体の組織体制として市長部局で決定されることとなりますが、移管後の在り方として考えられるパターンを示しております。パターンとしましては3つ考えられ、まず赤で囲っている部分ですが、移管する所属施設で新しく部局を設置するというパターンでございます。生涯学習スポーツ課から分割してスポーツ施設やホールなどの文化施設が一体となって施策を推進するため、新たに設置する案でございます。この中で生涯学習スポーツ課については担当が分かれますので、移管後の名称としましては「文化スポーツ課」と仮称で示しております。残る事務につきましては、「生涯学習課」として仮称で下に示しております。

そして次のパターンが緑で囲っている部分ですが、こちらは市民部へ編入するパターンでございます。協働推進課などまちづくりに関係する部と一つになるパターンですが、一方で危機管理課など関連のない課と一緒にありますので所掌事務が広範囲になります。そして青のパターンですが、市民活動や自治会との連携のため協働推進課等と一緒に部を新設するというものでございます。まちづくり関係を所管する部署と統合して新しい部を新設するものです。

この3パターンでは、スムーズな組織体制となると、新設で文化スポーツ部というのがスムーズに移管できるのではないかと考えております。

続きまして資料5になります。事務移管のスケジュール案になります。本日方向性を決定していただきましたら、全員協議会で移管の方向性を説明するとともに12月議会で条例改正議案を上程したいと考えております。また、記載はしておりませんが、関係団体等への説明も8月に予定をしております。

続きまして資料6になります。文化・スポーツ・文化財の滋賀県及び県内他市の所管状況でございます。まず滋賀県の文化・スポーツ・文化財の事務は知事部局の「文化スポーツ部」で所管されています。

大津市については、文化・スポーツ・文化財の事務は市長部局の「市民部」で所管されています。

そして彦根市については、文化・スポーツの事務が「文化スポーツ部」、文化財の事務は「歴史まちづくり部」でそれぞれ市長部局で所管されています。

長浜市は、文化・スポーツ・文化財の事務は市長部局の「市民協働部」で所管されていません。

東近江市では、スポーツ・文化財の事務は「文化スポーツ部」で、文化・芸術の文化については教育委員会で所管されています。

そしてこの4月からですが、湖南市では文化・スポーツの事務は「総合政策部」で、文化財の事務については「環境経済部」で所管されています。

近江八幡市については、文化、文化財の事務は「総合政策部」で所管されています。

守山市については、スポーツの事務を「総合政策部」と「教育委員会」で兼務をされています。そして、残る市については、現在教育委員会で所管されています。

説明は以上です。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

【栢木市長】 ありがとうございます。ただ今の説明について、皆さまの忌憚のないご意見をいただきますようお願いいたします。瀬古委員お願いします。

【瀬古委員】 教育委員会所管事務の市長部局への移管については、2年前に提起がされ総合教育会議でも何度か協議がされてきたところです。文化・スポーツ・文化財に関する事務を市長部局で一体的に行うことで迅速な意思決定が図れるという点、文化財の保存と活用でまちづくりや観光振興に活かした取り組みが効果的にできるという点、スポーツを通じた健康増進施策やスポーツを活用したまちづくりの施策が円滑に展開できるという点について、私としても理解ができるということです。

その上で、確認の意味で2点お聞きします。1つは先ほどの説明の中で8月に説明会をするということですが、これまでに移管される事務に関わる関係団体、例えばスポーツ審議会や文化財保護審議会等の団体に、移管について理解が得られているのが1つ。

もう1つは幼稚園業務です。幼稚園業務は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の職務権限の特例」には含まれていないわけですが、これまでからも市長部局でこども課が兼務という形で保育園業務と幼稚園業務を一体的に所掌してきたわけです。確かに国では文科省の学校教育と厚生労働省の福祉行政で所管が分かれています。来年4月に、国ではこども家庭庁が内閣府に創設され、子どもに係る行政事務を集約するという流れになっています。今回、本市の事務移管案では、幼稚園教育担当は形としては教育委員会に残っていますが、実際は健康福祉部のこども課がこれまでと同様に事務をしていくとなっています。私はこの事務移管を機に、名実ともに市長部局に移したらどうかと思います。これをどう考えておられるのかご意見をお伺いしたいと思います。

【栢木市長】 ありがとうございます。次長。

【北脇教育部次長】 まず1点目、2年前の7月と9月に総合教育会議を開催させていただいて、ある程度方向性を決めていただいていたかと思います。その後、市長が交代されてという流れになっていましたが、その当時から社会教育関係団体には説明をさせていただいており、了承という意見もいただいております。その中で、時間も経っていますので改めて説明をさせていただきたいと思っております。

特に文化・スポーツ・文化財の関係する団体へ、今後市長部局に移った後の対応につきましても、減退するという事はないと考えておりますし、よりメリットがある方向で進めさせていただけるかなと思っておりますので、そこを丁寧に説明させていただきたいと思っております。

【栢木市長】 2点目。田中政策監。

【田中教育部政策監】 お答えさせていただきます。瀬古委員ご指摘のように幼稚園教育に関することにつきましては、組織的には教育委員会の学校教育課の所管ということですが、実際ここにおりますように市長部局の健康福祉部のこども課、もしくは私の所管下で教育委員会の兼務辞令を受けて事務をしているということです。瀬古委員ご指摘のように、こども家庭庁が来年4月に発足しますけれども、幼稚園につきましては文部科学省に残ったままということもありますけれども、実際先ほどの職務権限の特例に合わせてということもあります。幼稚園については学校教育法に規定する学校ということで文部科学省に残っております。可能な手法としましては、事務委任という形で教育委員会から市長部局に事務委

任をしてこども課でやるということですが、実際事務委任をしましても今のような形で併任辞令を持ってこども課で一元的に就学前の子どもの教育、保育を所管することについては、業務的にはあまり変わらないので、今のままの形でも特段支障はないという判断と、先ほども申しましたけども、幼稚園は学校教育法に規定する学校であるということ、それから就学前と小学校の接続といったことも考えますと、やはり形的には教育委員会の学校教育課の所管で学校教育との連携を密にしておくほうが良いのではないかと判断もさせていただきます。

この3月に制定しました、幼稚園保育園の施設等整備計画の中では、一番現場が困っているのが、本市のこども園は幼稚園と保育園が併設されていて、二つの制度は一つの中に存在している。こちらのほうが課題ではないかということで、施設整備計画の中では来年の4月には現内閣府の所管でありまして、来年4月にこども家庭庁に移管される認定こども園化をしますと、制度が一本化されているんな報告物なども統一でき、現場の担任がつくる書類などがすごく簡素化されますので、そちらのほうに注力していくべきではないかという判断をしています。

それで、今回の事務移管のタイミングに合わせて、こども課への事務委任ということにつきましては、メリットはあまり感じませんので、今回は見送らせていただき今後国のほうで幼稚園を文部科学省に残すのかこども家庭庁なのかというところの議論をもう少し見極めた上で判断していくほうがいいのではないかと考えて今回は出していないということでございます。

【栢木市長】 瀬古委員よろしいでしょうか。

【瀬古委員】 説明としてわかりますが、全体としての流れは、学校教育の部分を渡すことを今も文科省が渋ってるわけですね。しかし国として何のためにこども家庭庁を作るのかという話です。一体的にやろうという趣旨なわけですから、そういうことを踏まえた上で、市として今だと先取りをする形になるのでしょうか。メリットがないという話でしたが、幼稚園業務を市長部局において保育園業務と一体となってやっても支障はないのではないかと。これは私の意見として申し上げておきます。

【栢木市長】 ありがとうございます。他に委員の皆さん、何かございますでしょうか。

はい、教育長。

【西村教育長】 学校教育については教育の中立性という部分がありますので、市長のお考えによって中身が変わるとするのは具合が悪い部分がありますので、これは動かせないという部分ですけども、先ほどから説明がありましたように、市長部局と一体化することによって市民サービスの向上、県が教育委員会から文化・スポーツを知事部局に替えられたときに言われたスピード感の部分も大きいのではないかとこのように私は考えています。

【栢木市長】 教育に関することは、今教育長が言われたように市長部局に持ってくると公平性に欠けてくるという心配をお持ちなのは、もちろんそう思います。まちづくり・スポーツ振興ということに、生涯スポーツを通じて市民の健康に寄与するようなことは市長部局でさせていただくという考えでいいんじゃないかなと。ただ一点私が言うのもおかしいんですけども、中学校の部活動については、民間っていうんですか、スポーツ団体の協力を得なくてはならないのではないかと思いますし、そういう観点から言うとやっぱり市長部局

にあったほうがいろんな面で協力していただきやすい部分があるのと違うかなと思っています。教育長いかがでしょう。

【西村教育長】 今市長がおっしゃったように、その部分は本当にこれから大きな課題というか、もう来年再来年ぐらいにしっかりと絵を書いて移行していかなければいけないと思っています。そういう意味では、市長部局との連携は大事だと思いますし、市長部局にあったほうが地域の皆さんの支援というのはかなり求めやすいかなと思っています。

それからさっきも話しましたが、県は早くに移行されておられます。そういう意味で副市長は県から来られてますので、その辺はどうなのかなと思うんですけども。

【佐野副市長】 今教育長がおっしゃっていただいたように、私は 3 月まで県の文化スポーツ部に、ちょうど文化財が移管された年から 2 年間おりました。資料にもございます通り国体、国スポ等は市全体で取り組む話でございますし、文化・文化財の部分も、例えば教育委員会にいて、観光等と連携できるかできないか。できるんですけども、ただやはり事実上その市長部局内、知事部局内にいることで、やはり垣根は実感としては低くなる部分はございます。

実際文化・文化財につきましても、観光分野・健康増進の分野等との連携の垣根が低くなるケースもございますし、例えば議会の審議時は常任委員会とかでもやるんですけど、やはり教育の分野になるとそっちが中心になってしまうということもあったというのは聞いております。ただそういう形で移管する部分はいいんですけども、留意点があるのではないかなと思っています。例えば文化財で言いますと保存と活用と言われていまして、活用の部分は、当然観光とかの部分でアクセルを踏むんですけども、一方保存の部分は教育委員会にあったときの趣旨、要は専門性や技術的な確保であるとか、例えば開発をする部局と保存する部局が一緒になりますので、そういう部分での均衡であるとか、一定その移管をするにしても、配慮する点がそれぞれの分野であるのではないかなと思いますので、そういう部分については留意をしながら移管手続きを進めていく必要があるのではないかなと思っています。

【栢木市長】 はい。他にございますでしょうか。南出委員。

【南出委員】 今後、文化やスポーツに関する業務が迅速に対応できる部署に移管されるということに対しては大変期待をしております。今年の 4 月から全国的にコミュニティスクールが義務化される方向にあり、地域で子どもたちを守っていこうという中なので、市長部局と教育委員会の連携が、これからの子どもたちのために必要になると私は思っております。以上です。

【栢木市長】 ありがとうございます。山崎委員。

【山崎委員】 私も基本的には同意です。これまで何度か見せていただきましたし今も丁寧なご説明をいただきました。先ほどから出ていますように迅速に対応していただく、より市民に身近であるというところでは移管されることについて賛成です。また教育委員会は教育委員会の中のいろいろなお仕事がコロナ以前に比べ膨大に増えてきていますので、その業務により専念してもらえる状態がありがたいです。ただ先ほどから副市長、南出さんからも出ましたように、すっきりとは仕分けできない部分があると思います。先ほど言われました中学校の部活にしてもそうですし、互いに重ね合うぐらいの連携は欠くことができない部分だと思いますので、そういう点も細かに考慮して、今後進めていただきたいと思っています。

【栢木市長】 ありがとうございます。本田先生。何か、医療の方からでも、あんまり関係ないですかね。

【本田委員】 突然医療との関連についてをお聞きいただきましたけど、その答えにはちょっと今持っているものがありません、申し訳ございません。一連ご説明いただきまして、移管することよってのデメリットは特になしということがほとんどのようですので、この考えで僕も賛成させていただければと思います。

【栢木市長】 ありがとうございます。移管に関してデメリットがないということがずっと並んでるんですけど、移管してから何かが起こるということも正直あるのではないかなとは思ったりするんですけども。課題が今のところ見つからないという点でデメリットがないという表現をしていると推測するんですけども、課題があればまた出てきたらそれはそれで皆さんのお知恵をお借りして解決していくべきではないかなというふうに思います。何か他にご意見。瀬古委員どうぞ。

【瀬古委員】 昨年の12月に策定された野洲市教育振興基本計画についてです。今回教育委員会の組織から文化・スポーツ等が抜けるわけです。そうすると基本計画に見直しなり修正が必要になると思うのですが、その点どうお考えになっているのが1点と、これは私の懸念なのですが、事務移管によって教育委員会の組織が相対的に小さくなるわけです。具体的なことは当然言えませんが、今後の予算面で、教育委員会の立場として教育委員会に残った事務に対する予算が縮減されることがないように、十分な配慮をお願いしたいと思います。以上です。

【栢木市長】 ありがとうございます。純粋に教育委員会は学校教育等々を中心とした所管になると思いますし、それによって予算が縮減されるということはないように配慮はしていかないといけないと思います。スポーツ施設等々、費用のかかる部分というのが所管替えされるわけですから、その部分については当然縮減されると思うんですけども、中身について縮減されるということはあってはならないことだというふうに私も考えます。基本計画の変更については教育部次長、お答えください。

【北脇教育部次長】 ありがとうございます。教育振興基本計画もそうですし、その大元になります教育大綱も関連してきます。教育大綱は市長が策定いただくという形にはなるんですけども、将来的には見直していく方向になると思いますし、当然その下の基本計画につきましても、時間的な差は出るかと思いますが、今後見直す形になるかなと思います。ただ、それぞれの計画に下付いてます具体的な計画につきましても、移管先でその機能が果たしていけるかなと思っております。以上です。

【栢木市長】 瀬古委員。

【瀬古委員】 教育大綱については市長が策定されるので、その中に教育の部分が含まれていても何も問題ないわけですが、その教育大綱のもとで基本計画をつくるわけです。その所管は教育委員会なので、教育委員会の所管でないものが含まれるというのは本来的ではないと思うのです。今回教育基本計画の策定と事務移管の期日がずれるので、適切な時期に見直しを図るとともに、その分については整合を図る必要があるのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【栢木市長】 ありがとうございます。移管と策定の時期があまりずれないようにというご

意見でございますのでよろしくお願いいたします。他にございますでしょうか。教育長。

【西村教育長】 例えば文化財で言いますと、永原御殿跡の発掘調査やいろんな公有地化を進めていますけども、こういう部分については市長部局のほうがもっとスムーズに行くのではないかと思いますし、観光、あるいはまちづくりという視点で言うと、祇王のまち協さんにはすごく協力していただいています。2年前だったか、発掘説明会のときには豚汁を400食作っていただいて、しかも駐車場係もやっていただきました。これが「まちぐるみ」と言えると思うんですが、そういう意味では教育委員会サイドよりも市長部局がふさわしいかなと思います。

それから、そこに観光という側面をさらに入れていくという部分では、教育委員会の発想ではやはりちょっと限界があるのかなと思っています。

【栢木市長】 ありがとうございます。永原御殿に関しましては、確かにまちづくり推進協議会が中心となって、国の史跡指定されるに至ったわけですけども、本当に祇王の町おこしとしてみんながそれ集って一生懸命やってきた結果だと思うんですね。祇王ではああいふイベントをすると、豚汁とお香汁というのがあるんですよ。大根を入れて、ごまをかけていただくという祇王独特の味噌汁っていうんですか、そういうものを出したりとか、発掘の場所へ見学に来ていただいた方を集めて休憩してもらうところを出したりとか。コミセンが中心となっているいろんな説明会とか、そういう意味ではやっぱりまちづくりっていうんですか、町おこしには文化財が大きいんじゃないかなと。比留田へ行かせていただいたときに、それぞれの家庭の中に曳山の部材が眠っていて、それが出てきて、それを組立てて、そのポイントポイントで行かせていただいて見させていただきましたが、宝くじの寄金で整備されたんですけど。あれもまさしく自治会が中心になって、有志が集まってやられたっていうことですので、そういうものがこの文化財に関しては、地域の町おこし、村おこしになるのではないかなというふうに思います。ありがとうございます。

【西村教育長】 今市長が言われて私も思い出したんですけども、国の史跡指定というのは申請してからそこまでスピーディーに認可されることはまずないというふうに担当者から聞きました。それはなぜかという、地域の盛り上がりや意欲があったからこそ史跡指定をしても安心だということで、非常に短い期間で指定されたと聞きました。やっぱり地域の力が大きいと思います。そういう意味では一体化というのはものすごい力があると実感しました。

【栢木市長】 ありがとうございます。他にございますでしょうか。ご意見、ご質問でも結構でございます。はい、南出委員。

【南出委員】 先ほど瀬古委員が予算のお話をされましたが、市長もいらっしゃるので少しお話させていただきます。6月から市内の小中学校を学校訪問させていただきました。改築等がされてすごく綺麗な学校もありますが、エアコンが効かないですとか、設備の劣化がとて多く見られました。教職員の方々並びに子どもたちの学びの場として安全な場を提供できることが最優先ではないかなと思っています。今後何が起きるかわからない時代ですので、急に故障が起きたときでも迅速に対応できるように予算をあげていただければと思っています。

【栢木市長】 行政というのは、予算要求して、議会を通してやらなければならないという

ルールがあって本当に民間から考えると時間がかかって仕方がないなど。私の孫も小学校のエアコンが壊れて熱中症に近くなって気分悪くなって帰ってきたということがあったんですけど、エアコンってもう壊れるんですかね。まだ最近ですよエアコン整備されたのは。

【西村教育長】 平成 25 年です。

【栢木市長】 それでも 25 年ですか。それはもう古いということですね。教育部の皆さん迅速に対応いたしましょう。他にございますでしょうか。教育部長。

【馬野教育部長】 野洲市のエアコンについては滋賀県下でも先駆けて、私も担当させていただいて、夏休み期間等の短い間に整備しました。それからするとやはりどうしても年月が経っていますし、今はコロナの関係で部品がどうしても入らないというのがあって、私たちもできる限り迅速にはらせていただいているんですけども、そこが少しネックになっているということがあります。しかし 6 月末なのにこんな異常な天候ですので、子どもさんの学業に支障がないように頑張りたいと思っています。以上です。

【栢木市長】 他にございますでしょうか。瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 今の話ですが、市立学校の改修や改築は、既に全体プログラムの中で年次計画が立てられ、それに基づいて今中主小学校と野洲北中学校が改修されて、次は北野小学校となっていますが、先ほどの話で、中主中学校ではエアコンが壊れて全く動かないとか天井から水が漏れているという話ですね。教育以前の問題として、子どもたちの安全を図るのが最優先です。順番通りではなくて、やはり状況に応じて緊急対応が手戻りになるようなことでは駄目だと思いますが、例えばリース契約での対応とかいろんな知恵を出して、勉強がちゃんとできる環境をまず整えるのが最優先で、事故があってからでは遅いので。その辺を私のほうからもよろしく願います。

【栢木市長】 ありがとうございます。ご意見としてお聞きください。よろしく願います。

それでは他にございますでしょうか。よろしいですか。いろいろご意見、ご提案をいただきありがとうございます。いただきましたご意見を踏まえて、教育委員会所管事務の市長部局への移管についてはこのまま進めることとさせていただきます。長時間にわたりご協議いただき誠にありがとうございました。

以上をもちまして第 1 回野洲市総合教育会議を閉会いたしたいと思います。本当にありがとうございました。

【北脇教育部次長】 すみません。ご意見ご提案ありがとうございました。本日の会議は議事録作成後、市のホームページにおいて公表させていただきますので、ご了承をお願いします。それではこれもちまして閉会とさせていただきます。ありがとうございました。